

T 2. 政治規準・訓練規定改正の提案

提案者 憲法委員会第二分科会

提案

政治規準第七十二条に基づき、政治規準・訓練規定の一部を以下のように改正することを提案します（下線部改正案文）。

提案理由

- ① 信条教会として、また長老主義教会の原則に則った教会政治がよりスムーズになされるため。
- ② 「教会規程」の印刷のために、表現・文言を整えるため。

（１）教会規程前文

（現）「ただし、神礼拝と教会政治の中には、御言葉に従いつつ、理性とキリスト教的分別とによって規制されなければならない幾つかの事情がある」。

（新）「ただし、神礼拝と教会の統治に関しては、常に守られるべき御言葉の一般的原則に従い、自然本性の光とキリスト教的思慮によって律する必要がある、人間活動や集団に共通するさまざまな本質的でない事柄がある」。

<理由>教会公認訳の訳文に合わせるため。

（２）日本キリスト改革派教会の憲法の構成

（現）大教理問答書・小教理問答書

（新）大教理問答・小教理問答

<理由>教会公認訳の訳文に合わせるため。

（３）他住会員

第 36 条（他住会員）

（現）小会または宣教教師は、教会員が所属教会の地域外に住所を移し、あるいはその他の理由で所属教会と積極的関係を続けることが不可能または困難となり、その事情を認めたときは本人に通知し、正当な異議がなければ氏名を他住会員名簿に移さなければならない。

（新）小会または宣教教師は、教会員が所属教会の地域外に住所を移し、あるいはその他の

理由で所属教会と積極的関係を続けることが不可能または困難となり、その事情を認めたときは原則として本人に通知し、正当な異議がなければ氏名を他住会員名簿に移さなければならない。

＜理由＞現住陪餐会員を他住会員に移すことは、小会として非常に慎重な判断が要求されることであり、それゆえ本人に通知し、本人のある了解のもとでなされることが望ましい。しかし、場合によっては、本人に通知できない、あるいは通知しないことが望ましい場合も生じ得る。現行規定では、本人に通知しなければ移動ができないように読めてしまうが、ある程度柔軟に小会が対応できるため「原則として」を加えることが適当と判断した。

（４）牧師・協力牧師・宣教教師の任務について

第４６条（牧師・協力牧師・宣教教師の任務について） 牧師及び宣教教師の任務は、次のとおりである。

（現） 三 礼拝の賛美と祈禱を指導すること。

（新） 三 小会の管理の下、礼拝の執行に責任を持ち、特に、礼拝の賛美と祈禱を指導すること。

＜理由＞現行の規定では、牧師の礼拝に対する責任が明確ではない。やはり、牧師が礼拝式全体の責任を負うことを明確にすることが必要と判断したため。

（５）メディア伝道局

第１０８条（大会の議会権能と任務） 大会の任務は、本教会のすべての教師・各個教会・小会及び中会を霊的に統治することである。

２ この任務を達成するため、大会は次の権能を与えられる。

（現）六の２ メディア伝道を運営するため大会にメディア伝道局を設置する。メディア伝道局には理事会を置き、別途定めるメディア伝道局定款に従ってメディア伝道事業の経営を委託し、かつ日本キリスト改革派教会における情報技術（IT）利用推進支援活動を委託する。

（新）六の２ メディア伝道を運営するため大会にメディア伝道局を設置すること。なお、メディア伝道局には理事会を置き、別途定めるメディア伝道局定款に従ってメディア伝道事業の経営を委託し、かつ日本キリスト改革派教会における情報技術（IT）利用推進支援活動を委託する。

＜理由＞この箇所は 2016 年 10 月の第 71 回大会で付加された部分である。ただ、当該委員会が憲法委員会第二分科会を介さずに提案したため、その表現が他の項目と不釣り合いになっている（体言止めになっていない）。それを修正するため。

(6) 訓練規定

第10条(違反)

(現) 大・小教理問答書

(新) 大・小教理問答

＜理由＞教会公認訳の訳文に合わせるため。

(7) 表記の統一

「改定常用漢字表(答申)」(2020年 文化審議会国語分科会)、「送り仮名の付け方」(1973年 内閣訓令第2号)、「公用文作成における漢字使用等について」(2010年 文化審議会国語分科会)を参考に以下の通りとする。

- ・「讃美歌」を「賛美歌」に統一する。

＜変更箇所＞政治規準 111 条

- ・複合の語(送り仮名を有する語が連なった語)の送り仮名は、活用のある語(動詞・助動詞、形容詞・形容動詞など活用形によって活用語尾が変わる語)の場合、その複合の語を書き表す漢字の、それぞれの音訓を用いた単独の語の送り仮名の付け方によることとする。

「取扱う」を「取り扱う」に、「取消す」を「取り消す」に統一する。ただし活用の無い語(名詞、数詞など)の場合は「取扱い」、「取消し」などとする。また「取扱事項」など慣用的に用いられているものはそのまま使用する。

＜変更箇所＞

「取扱う」→「取り扱う」：政治規準 72 条

「取り消し」→「取消し」：政治規準 125 条、131 条、訓練規定 102 条、

- ・数詞に続けて物を数える場合、「カ」(小書き片仮名)および「ケ」(小書き片仮名)が使われている。他にも「箇」、「カ」(カタカナ)、「ケ」(カタカナ)が使われるが、「か」(ひらがな)に統一する。

＜変更箇所＞

政治規準 59 条、73 条、146 条 2、172 条、

- ・「及び」、「並びに」の接続詞は漢字を使用する。

「および」は「及び」に、「ならびに」は「並びに」に変更する。

＜変更箇所＞

「および」→「及び」

政治規準 25 条 2、111 条、160 条

訓練規定 1 章、1 条、3 条、5 条、10 条、13 条、14 条、16 条、17 条、20 条、25 条、34 条、41 条、47 条、63 条、73 条、83 条、96 条、14 章、105 条、110 条、112 条、114 条、116 条、123 条、124 条、18 章、

「ならびに」→「並びに」

訓練規定 47 条、100 条

- ・状況（～場合）を示す形式名詞(その語のもとの意味が薄れて、補助的・形式的に使われる名詞)の「とき」はひらがな、時間・時期・時刻を示す場合には「時」という漢字を使用する。

＜変更箇所＞

「時」→「とき」

政治規準 24 条、

訓練規定 25 条、55 条 2、60 条、98 条、102 条、108 条、116 条、117 条、132 条、
134 条

「とき」→「時」

政治規準 89 条、105 条、107 条、146 条